

第四十九号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

債権の放棄について  
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の額 三十七万円

(四) 債権発生日 平成二十八年四月四日

(五) 債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六十三条

二 放棄する理由

債務者が平成二十九年一月八日に死亡し、当該債務者の法定相続人全員が相続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないため。

(説明)

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。